

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平 本 祐 一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
 〒 310-0015 梅善ビル 2・3 階
 TEL 029(226)0865 FAX 029(226)0793
 E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
<http://hiramoto-office.com/>

税理士の独り言

自分中心の考えにとらわれて、それから離れられなくなると、ものごとがありのままに見えなくなります。

事業でも、自分が正しいと思うと自己満足に陥り、顧客の真の要求が見えなくなります。樋口廣太郎はアサヒビール再建のために、人の話を聞くという姿勢を貫きました。ライバル会社に自社の悪いところを聞き、古いビールを社員に飲ませ、いかにまずいビールを販売しているかを気付かせました。お互が正しいと思うと対立だけになります。プライド、過信、慢心が事実にフィルターをかけてしまいます。

私の書棚より

○賢者は群れない。たしかに、徒党を組めば力は増す。しかし、党派に身を委ねると、個人の力は次第に衰退していく。

○私たちのなすべき義務は何か。その日その日の要求である。その日その日の価値より、より高い価値はない。

○問題の選び方に、その人がどういう人物であるか、どういう精神の持ち主であるかがあらわれるのだ。

「ゲーテに学ぶ賢者の知恵」
適葉収編著 メタボリタン・プレス

税務アンテナ

□給与所得者は、事業主のように必要経費を所得から控除することができない代わりに、給与の額に応じて給与所得控除がされています。しかし、給与所得控除額の2分の1を超えて特定支出を支払った場合には、その超えた部分を給与所得控除後の所得金額から差し引くことができます。

この特定支出には、通勤のための支出、転勤や転居のための支出、職務に直接必要な研修費や資格取得費、単身赴任などの帰宅旅費、職務に関連する書籍を購入する図書費、制服等を購入する衣服費、職務上関係のある者を接待する交際費等があります。

これらの特定支出は、給与の支払者の証明書と特定支出に関する明細書を添付して確定申告する必要があります。

□相続財産のうち土地の評価額は、相続人の自宅の土地を同居していた家族が相続すると 330 m²まで 80 % 減額されます。

また、別居家族が相続する場合であっても、相続前の 3 年間、本人あるいはその配偶者の持ち家に住んでいなければ、この特例を受けることができます。

さらに、自宅の土地が、開発行為の対象となる 1,000 m²以上で、道路や公園等の施設負担が必要な広大地に該当する場合には、地積全体が広大地補正率で評価減されますので、どちらか有利な方を選択できます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

10月の税務スケジュール

10日	○ 9月分の源泉所得税の納付
31日	○ 8月決算法人の確定申告 ○ 30年2月決算法人の中間申告（予定申告） ○ 11月、30年2月、5月決算法人の消費税中間申告

31日	○ 10月決算法人の消費税各種選択届出書提出
-----	------------------------

今月の贈る言葉『目的を見つけよ。手段は後からついてくる』 by ガンジー